

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年2月3日（平成28年（行情）諮問第65号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第355号）

事件名：外務省安全保障法制研究会に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

外務省安全保障法制研究会（以下「研究会」という。）の庶務担当部局が、研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる9文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年4月3日付け情報公開第00539号により外務大臣（以下「外務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である。何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

（2）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（3）文書の特定に誤りがある。

原処分で特定された文書1は、平成25年12月20日付け情報公開第02827号で特定された際と「行政文書の名称等」及び数量が異なる。

っている。同開示決定でも決定区分は開示であるため、このような違いは文書特定の誤り以外起こり得ないものである。

(4) 他にも文書が存在する。

開示実施文書によると、研究会には、2件の諮問事項が諮問されており、これに対する答申に該当するような文書が存在するはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「研究会の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て」に対し、法11条による特例延長を行い、相当の部分の決定として3文書を特定し、その全てを開示する決定を行った後、5文書を特定し、その全てを開示する決定（以下、併せて「当初決定」という。）を行った。

これに対し、異議申立人は、他にも文書があるとして追加開示を求める旨の異議申立てを行い、諮問庁は審査会に諮問し、平成27年2月5日付けで審査会から、研究成果等をまとめた文書は作成していない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえないが、行政文書ファイル「安保概念3」につづられている文書は全て研究会に関する文書であると認められ、当該行政文書ファイルにつづられている文書を対象文書として改めて開示決定等をすべきである旨の平成26年度（行情）答申第457号が交付された。

外務省は、当該答申を認容し、行政文書ファイル「安保概念3」に綴じられた文書で、当初決定で特定しなかった文書3ないし文書9の7文書を新たに特定し、2文書を開示、5文書を部分開示とし、当初決定で開示決定をした文書1及び文書2については、それぞれ関連する3枚の文書及び1枚目の文書を追加し、何れも開示する原処分を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、「安保概念3」と題する行政文書ファイルに綴じられた文書1、文書3ないし文書5及び文書7ないし文書9の7文書である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書3の不開示部分には、国際法上の武力の行使及び憲法が禁じる武力の行使について検討する上で参考となる論点が記されており、また、文書7の5頁目余白部分には、当該文献に対する外務省関係者の見解が記されている。当該記述は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議内容であって、公にすることにより、政府部内での率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、現在政府内部で行われている安全保障に関する検討に影響を与える

おそれがあるため、法5条5号に該当し、不開示とした。

イ 文書4の35頁ないし39頁、78頁及び79頁は、電信からの抜粋であり、不開示部分は、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

ウ 文書5の不開示部分は、公にしないことを前提にした、PKOミッションに参加する部隊の武器使用の手続きや要件等を示した国連の文書であり、公にすることにより国連や関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。

エ 文書7の2頁目及び文書8の6頁目には、研究会に参加する有識者の選定に関する情報であって、公にすることにより、政府部内での率直な意見交換が損なわれるおそれがあり、また、特定の有識者との信頼関係が損なわれ、外務省の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれもあるため、法5条5号及び6号に該当し、不開示とした。

オ 文書8の9頁目及び文書9の不開示部分は、個人の氏名、住所、電話番号及び所属等が記されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当することから、公表慣行のあるものを除き、不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、審査会の審議において異議申立人は書面を通じてしか意見を申し立てることができず、不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、原処分における特定の仕方では不十分である旨主張するが、不開示部分の特定については、上記(3)で示したとおり適切に行われており、異議申立人の主張には理由がない。

イ 異議申立人は、記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである旨主張するが、外務省は上記(3)のとおり、本件対象文書を精査した上で、法5条各号に該当する部分を不開示としたのであり、異議申立人の主張には理由がない。

ウ 異議申立人は、文書1は、当初決定の際と原処分では「行政文書の名称等」及び数量が異なっているとしつつ、当初決定でも決定区分は開示であるため、このような違いは文書特定の誤り以外起こり得ないものである旨主張する。しかしながら、上記(1)に記したとおり、外務省は、当初の決定に係る異議申立てに対する答申を受け

て、対象文書を追加して特定し、その際、文書1については、「第六回会合論点」と密接に関わる3枚の文書を当初の文書1に加えて開示決定を行ったものであり、関連文書を追加したことをもって文書の特定の誤りであるとの主張は当たらない。

- (5) 異議申立人は、開示実施文書によると、研究会には、2件の諮問事項が諮問されており、これに対する答申に該当するような文書が存在するはずである旨主張する。この点に関し、文書1の5頁目の1件目の諮問事項については、当初決定において担当委員による考察を記した文書が開示決定されており、また、2件目の諮問事項については、文書2で担当委員による考察を記した文書及び第七回会合における当該諮問事項に関する議論の記録が開示決定されている。ただし、研究会は平成16年度に論点の整理を行い、次年度に総合的な調査・研究を実施することとしていたため、本件開示請求に対して特定した8回の研究会では研究成果等をまとめた文書は作成しておらず、また、次年度以降は研究会は開催されていないので、いずれにしても研究成果等をまとめた文書は作成されていない。この事実については、平成26年度（行情）答申第457号においても是認されたところである。また、外務省は、原処分において、研究会に関する文書は全て特定し、開示決定等を行ったのであるから、異議申立人による他にも文書が存在するはずであるとの主張は理由がない。

(6) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

本件対象文書は、「安保概念3」と題する行政文書ファイルに綴じられた別紙に掲げる文書1ないし文書9の9文書である。

理由説明書において、原処分で新たに7文書を特定し、2文書を開示、5文書を部分開示した旨説明したが、1文書を開示、6文書を部分開示の誤りである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 平成28年2月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月15日 | 審議 |
| ④ 同年7月25日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年8月18日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ 同年9月6日 | 審議 |
| ⑦ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書9の9文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件請求文書は、研究会の庶務担当部局が、研究会に関して行政文書ファイルにつづった文書の全てであり、研究会の関連文書は全て行政文書ファイル「安保概念3」につづられていることから、本件開示請求を受け、当初決定として、当該行政文書ファイル中の研究会における議論をまとめた論点や関連資料8文書を対象文書として特定し、開示した後、平成26年度(行情)答申第457号を受け、当初決定で特定した以外の当該行政文書ファイルにつづられている文書3ないし文書9の7文書を新たに特定し、1文書を開示、6文書を部分開示とし、当初決定で開示決定をした文書1及び文書2については、それぞれ関連する3枚の文書及び1枚の文書を追加し開示する原処分を行った。

イ 研究会は、国際平和協力の在り方について政府内での検討を進めるため、日本国憲法解釈としての「武力の行使の一体化」に当たる行為(活動)の評価を、国際法の立場から検証するとともに、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的として、平成16年2月ないし同年11月の間、8回にわたり開催された。異議申立人のいう諮問事項は研究会において提示されたものであり、同年10月及び11月に担当する有識者個人による報告が行われており、当該報告は当初決定及び原処分特定されている。

ウ 上記イの8回の研究会では、上記イの有識者個人による報告を除き、研究成果等をまとめた文書は作成していない。

エ 本件異議申立てを受け、念のため、パソコン上のファイルや書架等の探索を行ったが、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルの存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から当初決定の開示実施文書、本件対象文書及び行政文書ファ

イル「安保概念3」の提示を受けて確認したところ、研究会の目的、開催状況等は諮問庁の上記（1）イの説明のとおりと認められる。また、研究会の会合は平成15年度から平成16年度にかけて行われていることから、諮問庁から、研究会の担当課が平成15年度及び平成16年度に作成又は取得した行政文書を保存した行政文書ファイルが登録されている行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、行政文書ファイル「安保概念3」以外に、開示請求時点で、研究会に関する文書がつづられている行政文書ファイルは存在していないと認められ、外務省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

（1）政府部内で協議・検討した内容について

文書3及び文書7（5枚目）の不開示部分には国際法上の武力の行使等について、文書7（2枚目）及び文書8（6枚目）の不開示部分には国際法上の武力行使の概念に関する委託研究の委託先について、政府部内で協議・検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容等が明らかとなり、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、政府部内の当該問題に対する考え方等について、無用な誤解や憶測を招くなど、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）国際機関から取得した情報について

文書5の不開示部分には、国際機関から公にしないことを前提として取得した情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（3）外務省の電信システムに関する情報について

文書4の不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（4）個人に関する情報について

文書8（9枚目）及び文書9の不開示部分には、個人の氏名、肩書、電話番号及びメールアドレスが記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号、3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

別紙

- 文書 1 研究会第六回会合関連資料
- 文書 2 研究会第七回会合関連資料
- 文書 3 研究会第六回会合関連資料①（国際平和協力活動の変遷に関する資料等）
- 文書 4 研究会第六回会合関連資料②（多国籍軍に関する安保理決議，概要資料）
- 文書 5 研究会第六回会合関連資料③（国連PKOミッションのROE）
- 文書 6 武力行使に係る基本的な概念に関する政府見解について
- 文書 7 国際法上の武力の行使の概念に関する委託研究について
- 文書 8 調査研究に係る経費支出について
- 文書 9 参加者詳細情報